

令和4年度の宮城県内における施行状況のポイントは、以下の3項目になります。

(1) 総合労働相談の件数は2万3153件（前年度比3%増）。16年連続での2万件超え。

(2) 民事上の個別労働紛争の相談件数、あっせんの申請件数は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多（民事上の個別労働紛争の相談件数では10年連続、あっせんの申請件数では3年連続で最多）。

(3) 助言・指導の申出件数は、「その他の労働条件」に関する申請件数が最多（「その他の労働条件」とは賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職・復職、福利厚生等に関するもの）。

宮城労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

●施行状況の詳細はこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/20230731kobetuhunsou.html>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室
総合労働相談コーナー（022-299-8834）

3. 夏季における年次有給休暇取得促進について

自分らしい夏休みで
素敵な体験をたくさんしよう。

事業所の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組むためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の導入が効果的です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを目指すために、ぜひ制度の導入をご検討ください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができます。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能になります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8844)

4. その他

○メルマガの内容に関するご意見・ご要望

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/miyagi-roudoukyoku-goiken>

○登録済み情報の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

○宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

○厚生労働省人事労務マガジン

https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html